

1. 組織名

一般社団法人電子情報技術産業協会

2. 提出意見(1)

該当する交渉分野

物品市場アクセス

意見

(TPP対象国からの輸出ではないので)現状、影響は軽微であるが、RCEPを含め、FTAAPに向けた道筋の中で、関税の削減・撤廃が求められるものとして以下の例を挙げる。

ベトナム(プリンター等10%)、
ペルー(MFP(複合機)及びリボン6%)、
マレーシア(ファックス機能を持つMFP(複合機)10%)

2. 提出意見(2)

該当する交渉分野

原産地規則

意見

第3者証明制度では時間とコストがかかる。
船足が短い仕向国、また航空貨物の場合、原産地証明書が輸入通関に間に合わない。

第3者証明制度におけるPDF等電子ファイルでの証明の受容

第3者証明制度と認定輸出者自己証明制度の併用

2. 提出意見(3)

該当する交渉分野

原産地規則

意見

商品は輸出国から輸入国に直送される場合でも、商流は第3国の企業(複数の場合あり)を経由することがある。
そのような場合、原産地証明書上の価格記載要件等により、スムーズなFTA活用が困難になっている。

証明制度に関わらず、輸出国、輸入国以外の国を経由する商流でのFTA活用を完全に認めるとともに、ビジネスの実態に即したスムーズな活用が可能となるようにする。

2. 提出意見(4)

該当する交渉分野

原産地規則

意見

第3国を経由する商流で、インボイス上にしか宣誓が認められない場合、自己証明制度でのFTA活用ができない。

認定輸出者自己証明制度において、インボイス以外のパッキングリスト等での証明を認める。

2. 提出意見(5)

該当する交渉分野

原産地規則

意見

現在、非常に多くのFTAがあり、生産者がFTAごとの原産地規則をそれぞれ確認してFTAを活用することが、非常に困難で煩雑な作業になっている。

・原産地規則を、日本がこれまで締結してきたFTA、EPAで適用してきた、付加価値基準(40%)、関税番号基準(6桁)、(加工工程基準)の輸出者(生産者)選択性とし、これまでに締結されたFTAの原産地規則をも許容する。(電子電気機器、機械の場合)

・税関等によるデータベースの提供

2. 提出意見(6)

該当する交渉分野

原産地規則

意見

輸出国の原産地証明書発給機関と、輸入国税関でHSコードや記載要件への考え方が異なる場合、FTAの活用ができない。

HSコード等輸出時の事前教示制度を設けるとともに、輸出国と輸入国で指示に相違がある場合には、輸出国発給機関が輸入国税関の主張する内容で原産地証明書を発給することをルール化する。

2. 提出意見(7)

該当する交渉分野

貿易円滑化

意見

同じワッセナー等のリストを使いつつ、微妙に適用方法や適用時期が国ごとに異なる。よって国境を越えるたびに新たな該非判定情報が必要となるというのが非常に負担である。

国をまたがる、ワッセナー基準での該非判定情報の整備(例えば、CISTECのグローバル版)

2. 提出意見(8)

該当する交渉分野

貿易円滑化

意見

シンガポール、マレーシアでは、ソフトウェアを販売する際、販売代金は源泉徴収(Withholding tax)分10%を差し引いた代金と源泉徴収票が渡される。源泉徴収分は、別途申告して還付されるが、貿易手続き上、手間がかかる。源泉徴収税は、相手国は課しているが、日本は課していない。制度(源泉徴収税)の廃止を要望する。

2. 提出意見(9)

該当する交渉分野

貿易円滑化(ビジネス円滑化、投資) マレーシア

意見

LMW認定工場は従来、ローカルサプライヤーが原材料や部材を輸入して加工後の製品を調達する場合は、サプライヤーからMIDAへその旨を申請し、当社もそれを証明することで免税措置が受けられていたが、2012年度になってMITIより当該取引は免税措置を適用しないとの連絡があり困っている。従来の状態に戻してほしい。

LMWの免税措置運用の改善

2. 提出意見(10)

該当する交渉分野

貿易円滑化 シンガポール

意見

規制品目を輸入したり、輸出したり、廃棄したりする際に必要な手続きが複雑で許認可に時間がかかる。

承認手続き全般を迅速化するための手順の見直し、更なる合理化を要望する

2. 提出意見(11)

該当する交渉分野

TBT(貿易の技術的障壁) チリ

意見

- ・CBスキームが無いのでサンプル必要。
- ・安全認証の取得後でないと省エネ認証の申請が出来ず、市場アクセスに支障のある制度となっている。

- ・CBスキーム加盟

- ・認証手続きの改善(安全認証と省エネ認証を並行して進められるようにしてほしい)

テレビとセットトップボックス延期 省令 2716号

DVD,ブルーレイ及びオーディオ機器 省令 2684 号

2. 提出意見(12)

該当する交渉分野

政府調達 米国

意見

・連邦政府による政府調達には、米国産品を優遇する条項がある。米国産の認定には厳しいルールがあり、米国にある会社で生産した材料を使用しているにもかかわらず認められないことがある。また、契約者の国籍は、製品の国籍を認定する際には考慮されていない。

制度の撤廃

2. 提出意見(13)

該当する交渉分野

政府調達 米国

意見

連邦の政府調達で、製品の生産国が制限されている。

生産国以外の要件も含めて総合的に判断して欲しい。

2. 提出意見(14)

該当する交渉分野

知的財産

意見

プリンター・トナー・カートリッジの模造品(パッケージ・ロゴまで模倣した模造品)に対する取締りの強化を期待する。

2. 提出意見(15)

該当する交渉分野

知的財産

意見

TPP参加国の中で、マレーシア、ベトナム、チリ、ブルネイ、ペルーはACTA(模倣品・海賊版拡散防止条約)に加盟していない。これらの国に対する知財対応強化の為、ACTAと同水準の規定をTPPにも盛り込んでいただきたい。

2. 提出意見(16)

該当する交渉分野

知的財産

意見

国際特許分類(IPC: International Patent Classification)について、日本、米国、欧州、中国、韓国の5極の特許庁関係者によりIPCの詳細分類の改正について検討が行われているが、合意に至っていない。一方で、米国/欧州が共同して協力特許分類(CPC: Cooperative Patent Classification)を先行して検討し、中国、韓国もCPCの導入を決めたが、日本はこれに乗り遅れている。また、米国以外のTPP参加国はCPCを採用していない。特許権の安定性した構築、活用のために、特許分類は国際的に統一すべきである。まずは、TPP参加国にて統一を図っていただきたい。

2. 提出意見(17)

該当する交渉分野

知的財産

意見

特に米国で、Non-Practicing Entity(NPE: 非事業会社)による知財訴訟が増加している。NPEから知財訴訟を受けた企業側は、対抗のために膨大な社内リソースを割く必要があり、事業遂行の妨げとなっている。TPP参加国の中で、NPEによる知財訴訟は米国が突出しているが、特許審査の甘さや、各国の知財訴訟制度によって、米国以外のTPP参加国でも同様のリスクが考えられる。(TPP参加国ではないが、中国ではNPEによる訴訟が増加している)。NPEの活動が米国以外のTPP参加国に拡散する前に、TPP参加国での協力体制構築を希望する。

2. 提出意見(18)

該当する交渉分野

知的財産

意見

TPP参加の新興国は将来有望な市場となる可能性がある。これらの国において保有特許数は現在のところそれほど多くないが、将来起こりうる起こりうる知財訴訟に備え、重要特許はしっかり保有しておきたい。そのために、各国での制度のハーモナイズ(実用新案制度など)、情報の公開(特許データベース)を希望する。

2. 提出意見(19)

該当する交渉分野

知的財産(著作権)

意見

アクセスコントロールを含む技術的手段の回避に対する民事救済・刑事罰の規定は導入すべきではない。著作権で規定される排他権に係る行為のみならず、排他権とはされていない著作物の視聴や使用行為に対して大きな影響を有しており、権利者と利用者との利益バランスを大きく変える可能性がある。米国は、自国の法では、回避規制を置く一方で利用者に配慮した規定を置いているが、FTA等では、保護強化のみを提案しております。

ACTAにおいても、米国からは同様の主張がなされましたが、日本政府の交渉によって、一定の歯止めがかかった。TPPにおいても、同様の対応をお願いしたい。さらに、米国著作権局長Maria A. Pallante氏を含む専門家が法改正の必要性を唱えている現状においては

(<http://www.copyright.gov/regstat/2013/regstat03202013.html>,

http://judiciary.house.gov/hearings/113th/hear_05162013.html)、慎重な検討をお願いしたい。

2. 提出意見(20)

該当する交渉分野

知的財産(著作権)

意見

国内著作権法上は著作権侵害は親告罪だが、これを非親告罪とすべきではない。親告罪でなくなることにより、被害者に被害回復を求める意思がない場合でも、当局が職権で刑事手続きを開始できることとなる。

著作権侵害に該当するか否かの判断が困難な場合であっても刑事告訴される可能性が生じ、これによって創作・表現行為について萎縮効果が生ずるのではないかと懸念する。

2. 提出意見(21)

該当する交渉分野

知的財産(著作権)

意見

著作権等の侵害に対して懲罰的賠償制度や法定損害賠償制度の導入を規定すべきではない。懲罰的賠償制度や法定損害賠償制度が導入されれば、米国のように知財訴訟が頻発し、賠償額が跳ね上がる事態を招くことが懸念される。

わが国の現行著作権法において、賠償額の認定が少なく抑止効果として十分でないといった議論は把握できておらず、この点については、産業界のみならず、わが国において社会的コンセンサスが得られないのではないかと思われる。さらに、米国著作権局長Maria A. Pallante氏を含む専門家が法改正の必要性を唱えている現状においては

(<http://www.copyright.gov/regstat/2013/regstat03202013.html>, http://judiciary.house.gov/hearings/113th/hear_05162013.html)、慎重な検討をお願いしたい。

2. 提出意見(22)

該当する交渉分野

知的財産(著作権)

意見

保護期間は延長すべきでない。国内著作権法では、保護期間は著作者の死後50年間、法人等の著作物の場合は公表から50年間、公表されなければ創作から50年間だが、これをそれぞれ著作者の死後70年、法人の場合は公表から95年、公表されなければ120年という、大幅な延長が主張されている。こうした延長は、わが国においては、作品の利用許諾が今以上に困難となり、コンテンツ産業とともに歩む利用側の産業界もその影響を多大に受け、当該著作物の利用・流通促進が阻害されることとなる。

保護期間の延長の問題は、権利者と利用者の利益のバランスの問題として、わが国国内でも、知的財産戦略推進本部や文化審議会で、もう何年も大議論がなされてきたところであって、規定を提案する米国の利害で決まってしまうようなことのないようにすべきと考える。さらに、米国著作権局長Maria A. Pallante氏を含む専門家が法改正の必要性を唱えている現状においては

(<http://www.copyright.gov/regstat/2013/regstat03202013.html>, http://judiciary.house.gov/hearings/113th/hear_05162013.html)、慎重な検討をお願いしたい。

2. 提出意見(23)

該当する交渉分野

知的財産(著作権)

意見

著作物の真正品の並行輸入を禁止すべきでない。並行輸入に排他権が及ぶとすることは、著作物等の流通、取引の障害となる。経済のグローバル化にあわせて、著作物等の流通は国境を越えて広範かつ大量に行われており、円滑な流通及び取引の安全の確保の必要性は、国際取引においても国内取引同様であると考えられる。さらに、米国著作権局長Maria A. Pallante氏を含む専門家が法改正の必要性を唱えている現状においては
(<http://www.copyright.gov/regstat/2013/regstat03202013.html>,
http://judiciary.house.gov/hearings/113th/hear_05162013.html)、慎重な検討をお願いしたい。

2. 提出意見(24)

該当する交渉分野

知的財産(著作権)

意見

参加国に、少なくとも次の事項に対応する権利制限規定または包括的な権利制限規定(フェアユース規定)の導入を義務づけるべきである。権利者に損害を与えるような利用態様ではないにもかかわらず、該当する権利制限規定が存在しないか、存在しても不十分な内容であるために、本来、適法とされるべき利用が違法と位置づけられてしまっている場合が存在している。そのため、そのような適法行為を支援するサービスの提供もままならず、利用者は不便を強いられており、イノベーションを阻害する結果となっている。

- ・ 私的使用のための複製
- ・ リバースエンジニアリング目的での著作物の複製
- ・ 機器利用時・通信過程における一時的蓄積及び情報通信の技術を利用した役務提供のための利用
- ・ 保守、修理等の一時的複製
- ・ 情報解析研究のための複製等
- ・ インターネット情報の検索サービスを実施するための複製等
- ・ 技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用

※ わが国では、それぞれに対応した権利制限規定が定められている(リバースエンジニアリング目的での著作物の複製については、まだ権利制限規定は設けられていないものの、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において規定の導入は必要との結論に達しており、法改正を待つのみとなっている)。さらに、米国著作権局長Maria A. Pallante氏を含む専門家が法改正の必要性を唱えている現状においては
(<http://www.copyright.gov/regstat/2013/regstat03202013.html>,
http://judiciary.house.gov/hearings/113th/hear_05162013.html)、米国法の課題に留意しながら検討をお願いしたい。

2. 提出意見(25)

該当する交渉分野

知的財産(著作権)

意見

TPPにおいて、著作権等の侵害に関してISPなどの事業者に一般的監視義務を課してはならないことをルール化していただきたい。また、民間の自主的な取り組みを尊重していただきたい。

インターネット上での著作権等の侵害に対する対策として、インターネットを流れる膨大な情報について、ISPなどの事業者にて逐一それを探索・監視しなければならないとすると、それら事業者自身が侵害行為を行っているわけではないにもかかわらず、著しい負担が課されることになりかねないからである。

2. 提出意見(26)

該当する交渉分野

知的財産(特許関連)

意見

TPP加盟国には、自国民又は居住者の発明に対する第一国出願義務を課す国がある。しかし近年、グローバル企業の研究開発の現地化が進み、研究開発を行った国で必ずしも特許出願を必要としない場合もある。また、特に複数の国に居住する研究者が、国を超えて共同して研究開発を行なう事例も増えており、その場合、発明者の居住する国に夫々第一国出願義務がある場合、両国の義務を遵守して特許出願を行うことが、困難となる。

さらに、特別な許可(外国出願許可)を得ることによって、当該国以外で特許出願を行うことができる制度を有する国もあるが、上記のような多数国間での研究開発成果の特許出願を行う場合、手続上要求される許可申請に多くの時間・労力がかかり、その結果、出願が遅れ、場合によっては新規性をも喪失してしまう等の不利が生じる可能性がある。

そこで、第一国出願義務の緩和や、外国出願許可手続簡素化の検討を御願いたい。

2. 提出意見(27)

該当する交渉分野

知的財産(特許関連)

意見

TPP加盟国には、英語出願の出来ない国があり、内国人に比較して、手続上要求される使用言語への翻訳に多くの時間・労力がかかり、その結果、出願が遅れて後願となり、場合によっては新規性をも喪失してしまう等の不利が生じている。

そこで、英語での出願受理(出願日認定)を導入して頂きたい。

2. 提出意見(28)

該当する交渉分野

知的財産(特許関連)

意見

PPH(パテントプロセキューションハイウェイ)を利用している国においては、ファーストアクション及び最終処分までの期間が短縮され、早期審査制度が無い国でも早期申請が可能となり、オフィスアクション回数の減少による審査費用削減等の効果が得られる。TPP加盟国からの参加は一部に限られているため、他のPPH参加国に比べ、効率的な権利取得が出来ない状況となっている。

各国で進めているPPHのTPP加盟国間における適用及び各国の審査協力を推進して頂きたい。

2. 提出意見(29)

該当する交渉分野

知的財産(特許関連)

意見

海外の裁判において、日本の弁理士に秘匿特権が確実にあるとまでは明言されていない現状があり、訴訟時の企業情報の保護、権利活用において大きな障害となっている。

各国の弁護士・弁理士に対する裁判上の秘匿特権を相互承認いただきたい。

2. 提出意見(30)

該当する交渉分野

知的財産(特許関連)

意見

米国、中国等のプログラムが保護されない国においても、プログラムが保護されるようにすべきである。

2. 提出意見(31)

該当する交渉分野

知的財産(意匠)

意見

TPP参加国には、部分意匠の保護制度を導入していない国がある。一つの意匠に独創的で特徴ある創作部分が含まれている件について、物品全体としての意匠権しか取得できない場合、それらの一部分が模倣されていても、意匠全体としての模倣が回避されていれば当該意匠の意匠権の効力は及ばない状況となることから、部分意匠の保護制度を実体審査の下で導入することを希望する。

2. 提出意見(32)

該当する交渉分野

知的財産(意匠)

意見

我が国も現在ハーグ協定ジュネーブアクトへの加盟を検討中であるが、加盟国が増えれば、我が国が加盟した際の利便性も高まる。我が国の早期加盟を希望すると共に、我が国が加盟した暁には、ハーグ協定未加盟のTPP参加国に対しても早期加盟を働きかけて頂きたい。

3. 提出意見(33)

該当する交渉分野

知的財産 ペルー

意見

・模倣品対策としての行政機関の対応力、ノウハウの蓄積・拡充が必要

2. 提出意見(34)

該当する交渉分野

知的財産 メキシコ

意見

権利化ニーズが高まる新興国において、件数等の統計情報や出願データベースの整備が不十分のため、正確な他社特許リスクを把握できない。

先進国特許庁との連携協力を進め、早期DBの整備を進めていただきたい。

2. 提出意見(35)

該当する交渉分野

知的財産 メキシコ

意見

各国における法整備は進んできている状況ではあるが、経済成長により、内外ともに特許出願数は増加し、審査の遅延及び審査の質(担当者によるバラツキ、レベルの差)は課題となっている。出願人にとっても安定した知的財産保護の取り組みに影響が生じる状況がある。

特許審査ハイウェイやASEAN特許審査協力(ASPEC)など、各国間協力を進めるとともに、利用促進を促し、審査滞貨の解消と、審査官への教育も進めていただきたい。

2. 提出意見(36)

該当する交渉分野

越境サービス

意見

ベトナムでは、データセンターを用いたクラウドサービス提供等のITサービス事業のアセアン域内における事業展開にあたり、法令・規則全てが公開されておらず、規制内容が不明確。全ての法令・規則を公開して欲しい。また、許可基準も不明であり、裁量による部分が多いと思われるため、客観的・公平な基準を制定しての運用を要望する。

2. 提出意見(37)

該当する交渉分野

商用労働者の移動 ペルー

意見

・進出企業の環境改善を図るべく、外国人居住者の入出国時の会社保証状(納税額を都度記載)の提出撤廃など、手続きの簡素化を求める。

2. 提出意見(38)

該当する交渉分野

商用関係者の移動 シンガポール

意見

シンガポール政府は特に外国人の「専門家」の入国を優遇しているが、外国人労働者の入国については厳格化している。シンガポールにおける生産拠点は熟練労働者の確保が困難になりつつある。

- 1) 中国やマレーシアのみではなく、ミャンマーやインドからの製造業従事者も認めるべきである。
- 2) それぞれの企業の雇用環境をベースに外国人労働者のレビーを削減すべきである。

2. 提出意見(39)

該当する交渉分野

商用関係者の移動 シンガポール

意見

製造分野における外国人労働者は中国、香港、マカオ、台湾、韓国、マレーシアに限定されているが、これらの国からの労働者のコストは現地の労働者より高い。

更には、タイ、インド、ミャンマー、フィリピン、インドネシア、バングラデシュ等からの製造業労働者の受け入れを認めて欲しい

<http://www.mom.gov.sg/foreign-manpower/passes-visas/work-permit-fw/before-you-apply/Pages/manufacturing-sector.aspx#dependency>

2. 提出意見(40)

該当する交渉分野

商用関係者の移動 シンガポール

意見

日本人出向者の家族帯同時、配偶者のビザ申請用に卒業証明書が求められる場合がある。

帯同家族のビザなので本人のビザをもとに発行頂く事をして頂きたい。

2. 提出意見(41)

該当する交渉分野

金融サービス(チリ)

意見

・チリ企業はチリ国内の銀行としか為替先物予約の締結が不可

・外貨管理規制の緩和

2. 提出意見(42)

該当する交渉分野

投資

意見

インドや中国が情報セキュリティを目的として導入、あるいは導入検討してきた技術移転強制や国産品優遇措置について、TPPで先んじてルール化(政府調達におけるソースコード開示義務や国産品優遇措置の禁止、等)を行い、将来的に中国やインドのTPP加盟時、あるいはFTAAP、RCEPでのルール化を推進していただきたい。

2. 提出意見(43)

該当する交渉分野

投資(収用) ペルー

意見

2010年、ペルー(リマ市)において、リマ市傘下の道路開発機関から、当社製造子会社所有地に隣接する主要幹線道路の高架道路化に際して、当社所有地の一部を無償譲渡するよう要請を受けた。当該機関が当該要請の根拠として主張する政令は未公示のものであり、法的根拠に乏しい。当社としては、市政府側の要請をすべて受け入れれば、工場のレイアウト変更も必要となり、当社の生産活動に多大な影響が出ることから、当該要請を拒否しつつも、市政府との関係を考慮して、限定的な譲渡が可能かどうか交渉せざるをえなかった。近隣の一般の商業施設も同様に所有地を無償譲渡させられており、正当な補償が得られる見込みはない。本件については、在ペルー日本大使館にも相談した結果、投資協定に基づく解決も提案されたが、当社としては市政府との関係上、外交ルートでの解決は行わなかった。

正当に保有する私有財産に関する保護を十分に行ってほしい。

2. 提出意見(44)

該当する交渉分野

投資 マレーシア

意見

・15年間認められる再投資控除の投資インセンティブが終わると、ほとんどの投資インセンティブがなくなる。

・再投資控除の期間延長を認めて欲しい。

Income Tax Act

2. 提出意見(45)

該当する交渉分野

投資 マレーシア

意見

鉄鋼の輸入関税は主なもので25%である。現在、MIDAに申請して免税措置を受けているが、この免税措置は毎年申請が必要で、許可が得られるかどうかは当局次第で保証がない状況である。

鉄鋼輸入時の免税措置が廃止された場合、ローカル鉄鋼メーカーからのNOL取得は事実上困難であり、日本の鉄鋼を輸入して現地生産しているメーカーにとっては実施されれば、大きな影響がある。

現地で生産するために使用される鉄鋼の輸入に際しては25%の関税を撤廃して欲しい

Customs Act

2. 提出意見(46)

該当する交渉分野

環境

意見

APEC等の従来枠組みにおいて、環境物品関税の対象商品として、現在は再生可能エネルギーや公害対策機器を中心に54品目がリストアップされているが、日本は独自に、省エネ家電などエネルギー効率に優れた物品59品目を提案し、2015年末までに関税を5%以下とすることを強く求めている。TPPの枠組みにおいては、提案している新環境物品リストの採択、ならびに当該リスト商品に関する関税の撤廃を要望する。

2. 提出意見(47)

該当する交渉分野

環境

意見

TPPの環境分野にて、日本発のグリーンバリューチェーンの国際基準のルール化を推進していただきたい。

現在、サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等に関する算定報告、義務化等の議論が国際的に進行していますが、我が国の産業競争力の強化と、世界的な環境保全の両立のために、上記内容に対する検討が、経産省グローバル対応分科会において、実施されています。この中では、具体的に、メソドロジー、テクノロジー、モチベーションの3つの視点から国際ルール化に向けた具体的な提言もなされております。TPP参加国(日本含め12か国)のCO2排出量は、約83億8千万トンであり、これは世界全体の約28%に達しています。(環境省、世界のエネルギー起源CO2排出量2010年)上記のような国際基準化の第一歩として、自由化に対する高度なコンセプトを持ち、世界全体のCO2排出量に対して影響力をもつTPPがふさわしいと考え、意見として提案いたします。

2. 提出意見(48)

該当する交渉分野

環境 ベトナム

意見

(この問題については、下記の問題を解決するために、政府と具体的な実施細則に向けた議論が行われている。)

WEEE decision: 廃電気・電子製品の回収に関して、ベトナムでは非公式な回収の仕組みが存在し、特有の消費慣行があるため、製造者・輸入者が回収率を守ることは困難である。

各業界固有の要件を設定する場合は、まずは実態をよく確認して欲しい。企業に対して現実的な支援を提供してほしい。

DECISION

Providing Regulations on Collection, Treatment of Discarded Products dated 2012, 28 Sept

2. 提出意見(49)

該当する交渉分野

労働 ペルー

意見

- ・労働者への利益分配金負担(率)が高く、企業負担を増大させている。
- ・給与引下げ不可、解雇原則不可、定年制の設定不可などが、企業の雇用促進の妨げとなっている。

2. 提出意見(50)

該当する交渉分野

労働 マレーシア

意見

最低賃金法は、外国人労働者にも適応され、外国人労働者を抱える多くの企業の負担となっている。政府は、企業からの要請をうけて、外国人労働者のLevi(外国人労働者雇用者負担金)の支払いを外国人労働者に課すかどうかを議論している。

外国人労働者が負担すべきとなった場合、サボタージュ等のリスクあり。

- ・全国・全職種統一の最低賃金ではなく、地域別・職種別に最低賃金を設定して欲しい。
- ・最低賃金は定めない。もしくは実態の賃金にあった設定にする

2. 提出意見(51)

該当する交渉分野

労働 マレーシア

意見

現状では、男性は55歳、女性は50歳が定年であるが、男女共に60歳定年に延長する動きがある。

もし、これが全ての職場に強制されると、企業は働くことができない従業員に対して高いコストを強いられるだろう。

定年の延長については、段階的導入と定年延長ではなく再雇用制度構築が求められる。

Labor Act.

2013年1月1日より定年延長(60歳)発効。但し、実施に当たっては1年程度の猶予が設けられる模様も、現段階では未定。

人件費上昇に直結する問題でもあり、段階的導入を望む。

→7月1日発効が決定(但し、履行延期申請は可能)。

2013年7月より施行することが公示された。妥当な理由があれば、半年間の施行猶予が設けられた。

2. 提出意見(52)

該当する交渉分野

労働 マレーシア

意見

外国人労働者(ダイレクトワーカー)の雇用規制

新規外国人労働者の承認に時間が掛かったり、十分な人数の認可が下りない事例が多発。

基準を明確にすると共に

申請・承認の簡素化

2. 提出意見(53)

該当する交渉分野

労働 ベトナム

意見

現地で外国人を雇用する場合には、採用の少なくとも30日前にベトナム人労働者の求人を新聞、メディアで実施しなければならないが、社内のグループ間の異動等で管理者が来る場合は、不必要なコストとなっている。

外国の労働法に準じた扱いにすべき

46/2011/NĐ-CP

3. 提出意見(54)

該当する交渉分野

分野横断的事項 ペルー

意見

- ・ 税当局の行政手続に時間がかかるケースが散見される。
- ・ 税務調査の頻度、対象年度を明示するなど一層の制度・運用面での透明性を求める。
- ・ Detraccionと呼称される差引納税制度は、事業会社における事務作業の増加、煩雑化を招いている。
- ・ 行政サービスの迅速化

2. 提出意見(55)

該当する交渉分野

分野横断的事項(ビジネス円滑化) メキシコ

意見

従来、外国居住企業(在米国)による国内企業への販売で、国内での商品引渡しに係るものは、VAT課税対象と見做されていなかった。しかし、昨年の特税規則変更により、上記の販売で、IMMEX認定企業(米国企業の支店)から国内企業への引渡し(確定輸入)によるものについて、VAT課税対象とすることとされた。このため、国内企業が、被課税企業である米国企業に代わって源泉徴収により納税義務を果たしている。このような付加価値税に係る業務は膨大な事務負担となっているほか、過払い分の税の還付については遅延が甚だしいため、財務上も大きな負担となっている。

- ・納税事務の簡素化
- ・付加価値税還付の迅速化

国税庁貿易細則第3.8.4号VI項

2. 提出意見(56)

該当する交渉分野

分野横断的事項(ビジネス円滑化) メキシコ

意見

消費電力量のラベル表示規制が昨年9月から導入されたが、消費電力量の測定規格が指定されておらず、表示数値に統一されたペースがない。また、これとは別に、各メーカーがカタログなどで消費電力量を示して省エネ性能をうたっているが、測定規格の適用がまちまちであるため、前記と同様にペースが確保されていない。このため、省エネ性能に関する消費者への適正な情報提供や、公正な競争が阻害されている。

- ・製品カテゴリーが186品目に渡り、省エネ規制として無意味な品目が大多数である。
- ・各製品に対する試験方法、一日当たりの使用モードが公表されていないため、ラベルに表示するエネルギー消費量の数値が製造者ごとに異なることになる。顧客が製品を購入する時に、数値の比較ができないため、混乱する。

連邦政府国家エネルギー利用効率化委員会が中心となって、各メーカーが表示する消費電力量の測定規格をカテゴリー別に指定し、その適用に強制力を持たせてもらいたい。

- ・対象品目を大幅に絞り込む。
- ・試験方法、消費電力量の算出方法については、欧米の規則と整合させる。

「エネルギーの持続可能な使用のための法律」23条

「エネルギーの持続可能な使用のための法律規則」25条および26条

2. 提出意見(57)

該当する交渉分野

分野横断的事項(規制制度間の整合性、ビジネス円滑化) メキシコ

意見

本年1月、これまで通関円滑化の恩典を与えてきた認定企業制度に替えて、物流の安全性とコンプライアンスをより重視した新認定企業スキーム(NEEC)が施行された。既存認定企業が従来の恩典を維持するためにはNEEC認定を受ける必要がある。しかし、NEEC認定のためには、税務、通関、物流セキュリティの三つの側面でコンプライアンスの徹底について認証を受けねばならない。しかし、その審査においては、サプライチェーンにおける安全対策、関連施設の安全性、取引企業の安全性、情報・書類の安全性など、過重な基準を満たすことが求められる。

=> 2013年6月現在も、昨年6月に提出した申請書類の審査が継続中である。(ただし、2/14付けで国税庁による適格判定あり。)この間、従来の認定の恩典の延長措置を受けているが、法的に不安定な状況にある。

・NEEC認定における審査基準の簡素化(審査項目の削減)

2011年の貿易に関する一般規則第4次改定決議

2. 提出意見(58)

該当する交渉分野

分野横断的事項(ビジネス円滑化、開発) マレーシア

意見

IT、通信・放送基盤の向上は企業のオペレーションの高度化には不可欠。ビジネス利用に耐えうるブロードバンド環境の整備を要望する。デジタル放送の実施により関連産業の国際競争力向上が期待される。デジタル放送計画の早期実現を要望する。

2. 提出意見(59)

該当する交渉分野

分野横断的事項(規制制度間の整合性、ビジネス円滑化) ベトナム

意見

- ・エネルギー効率ラベルの証明書の承認を得るための行政手続きが煩雑で不明確である。
- ・通関手続きが非常に煩雑で複雑である。
- ・電子通関手続き上、財務省は環境・天然資源省から有害廃棄物処分の承認を取るよう要求するが、環境・天然資源省ではそのような許認可のプロセスがなかったりする。

【参考】TPP交渉における交渉分野

物品市場アクセス	原産地規則	貿易円滑化	SPS(衛生植物検疫)	TBT(貿易の技術的障壁)	貿易救済	政府調達
知的財産	競争政策	越境サービス	商用関係者の移動	金融サービス	電気通信サービス	電子商取引
投資	環境	労働	制度的事項(法律的事項)	紛争解決	協力	分野横断的事項

※ 2つ以上意見を提出される場合は、「提出意見」の行をコピーの上、行を追加願います。